

## 建築関係委託業務成績評定要領

### (目的)

第1 この要領は、建築関係設計業務の成果が、公共工事の品質に重要な役割を果たすものであることにかんがみ、福島県土木部の所掌する委託業務の成績評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建築設計事務所及び技術者の適正な選定並びに指導育成に資することを目的とする。

### (評定の対象)

第2 この要領において評定の対象となる委託業務（以下「委託業務」という。）は、次の各号に掲げる業務をいう。

- 一 建築設計業務（建築設計、構造設計、設備設計及び積算業務等を含む。）
- 二 設計図作成業務（改修図作成業務を含む。）

2 評定は、原則として1件の契約金額が400万円を超えるものを対象とする。

### (評定者)

第3 委託業務の評定者（以下「評定者」という。）は、次のとおりとし、原則として評定者の重複は避けるものとする。

#### 一 第1評定者

- (1) 本庁担当監督員及び主査相当職
- (2) 所属事務所担当監督員及び主任主査相当職又は主査相当職

#### 二 第2評定者

- (1) 本庁副課長相当職又は主任主査相当職
- (2) 所属事務所担当課長又は前号二に該当する職員であつて第1評定者以外の者

#### 三 第3評定者 検査員（業務委託検査実施要綱第3条による。）

### (評定の方法)

第4 評定は、委託業務ごとに各評価項目について、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定の結果は、様式第1の委託業務成績評定表（以下「評定表」という。）に記録するものとする。

### (評定の時期)

第5 評定の時期は、第1評定者及び第2評定者については委託業務が完了したとき、第3評定者については委託業務の検査を実施したときにそれぞれ行うものとする。

(評定表の提出等)

- 第6 所属長の決裁後、第3評定者は、検査日から30日(「休日」を含む。)以内に、集計表(その1:項目別集計、その2:分野別集計)の写しを契約権者へ提出するものとする。評定表等は、評定関係事務担当課長において保管するものとする。
- 2 評定関係事務担当課長は、土木部発注委託業務及び土木部長が各部局長の委託を受けて実施する工事に係る委託業務において、技術管理課から送付されたデータベース入力フォームに評定点を入力し、返送するものとする。

(評定の結果の通知)

- 第7 契約権者は、評定関係事務担当課長から評定表等の提出があったときは、当該委託業務の受注者に対して、評定の結果を別記様式第1により速やかに通知するものとする。

(評定の修正)

- 第8 契約権者は、第7の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。
- 2 契約権者は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該委託業務の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

- 第9 当該委託業務の受注者は、第7又は第8第2項による通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に書面により、契約権者に対して評定点の内容について説明を求めることができる。
- 2 契約権者は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成18年4月1日から施行し、平成18年4月1日以降に完成する委託業務から適用する。
- 2 この要領は、平成19年10月1日から施行し、平成19年10月1日以降に完成する委託業務から適用する。
- 3 この要領は、平成26年6月1日から施行し、平成26年6月1日以降に完成する委託業務から適用する。
- 4 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 5 この要領は、令和4年11月15日から施行する。

## 委託業務成績評定要領（建築・設備）の運用

（評定の方法）

第1 評定を行おうとする委託業務（以下「対象業務」という。）の評定は、別添の採点表を用いて行うものとし、原則として、評価項目、評価の視点及び評価細目の変更、追加、削除並びに配点の変更は行わないものとする。ただし、該当しない評価項目がある場合は、該当評価項目内で比例配分による配点の変更を行う。

（第1、第2評定者の評点）

第2 第1、第2評定者の評点の作成手順は、次によるものとする。

- ① 第2評定者は、採点表の①第2評定者用を用いて、第2評定者評定点を作成する。
- ② 第1評定者は、採点表の②-1第1評定者用（総合）を用いて、第1評定者の総合評定点を作成する。
- ③ 第1評定者は、採点表の②-2第1評定者用（各分野）を用いて、第1評定者の各分野評定点を作成する。
- ④ 各分野評定点の合計は、各分野評定点に各分野比率を乗じて得た点の総計とし、小数第二位を四捨五入する。なお、各分野比率は、表-1を参考として、合計が1.0になるように業務量に応じて比例配分する。

表-1 発注方法による各分野比率例

発注方法	建築			電気設備		機械設備	
	意匠	構造	積算	電気設備	積算	機械設備	積算
設計・積算込みの場合	0.35	0.15	0.10	0.15	0.05	0.15	0.05
設計のみの場合 (建築・設備込み)	0.42	0.18	-	0.20	-	0.20	-
〃 (建築のみ)	0.70	0.30	-	-	-	-	-
〃 (設備のみ)	-	-	-	0.50	-	0.50	-
積算のみの場合 (建築・設備込み)	-	-	0.50	-	0.25	-	0.25
〃 (建築のみ)	-	-	1.00	-	-	-	-
〃 (設備のみ)	-	-	-	-	0.50	-	0.50

- ⑤ 第1評定者評定点は、総合評定点及び各分野評定点の合計に比率を乗じて得点の総計とし、小数第二位を四捨五入する。なお、比率は、総合評定点0.2、各分野評定点の合計0.8とする。
- ⑥ 第1、第2評定者の評定点は、第2評定者評定点及び第1評定者評定点に比率を乗じて得た点の総計とし、小数第一位を四捨五入して整数にする。なお、比率は、第2評定者評定点0.3、第1評定者評定点0.7とする。

(第3評定者の評点)

第3 第3評定者の評点の作成手順は、次によるものとする。

- ① 第3評定者は、採点表の③第3評定者用(各分野)を用いて、第3評定者の各分野評定点を作成する。
- ② 第3評定者の評定点は、各分野評定点に各分野比率を乗じて得た点の総計とし、小数第一位を四捨五入して整数にする。なお、各分野比率は、表-1を参考として、合計が1.0になるように業務量に応じて比例配分する。

(総合評定点)

第4 総合評定点の作成手順は、次によるものとする。

- ① 総合評定点は、第1、第2評定者の評定点及び第3評定者の評定点に比率を乗じて得た点の総計とし、小数第一位を四捨五入して整数にする。なお、比率は、第1、第2評定者の評定点0.6、第3評定者の評定点0.4とする。
- ② 対象業務の遂行中に受注者に起因する事故等が発生し、当該業務に関し指名停止等の措置を行った場合には、当該業務の総合評定点に対して、表-2を参考として-15点まで減点することができる。

表-2 受注者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

区 分	文書注意	指名停止1ヶ月まで	指名停止が1ヶ月を超える
減 点	-5点	-10点	-15点

- ③ 対象業務の成果品に、受託者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約書のかし担保条項等に記された手続きに従い、瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合には、当該業務の総合評定点に対して、表-3を参考として-20点まで減点することができる。ただし、ここでいう瑕疵修補とは、軽微なミスの修正ではない大幅な修補をいう。また、総合評点が採点された後に当該事象が発生した場合は、遡って減点を実施するものとする。

表-3 瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合の減点基準

区 分	瑕疵修補又は損害賠償の実施	故意又は重大な過失により瑕疵修補又は損害賠償の実施
減 点	-10点	-20点

(集計表)

第5 別添の集計表(その1:項目別集計)は、対象業務の受注者に対する評定の結果の通知に使用し、集計表(その2:分野別集計)は、説明に使用するものとする。

(評定の対象)

第6 評定の対象となる委託業務等は、「建築・設備設計監理業務委託基準」によるも

のとする。

(評定の結果の通知)

第7 通知は、「委託業務等成績評定通知実施要領」によるものとする。

(その他)

第8 評定の実施から通知までの流れは別紙「委託業務成績評定実施フロー」を参照のこと。

2 対象業務について疑義が生じた場合は、技術管理課と協議する。

附則

- 1 この運用は、平成18年4月1日から適用する。
- 2 この運用は、平成19年10月1日から適用する。
- 3 この運用は、平成26年6月1日から適用する。

